

「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する 監査役等の関与に関するインターネット・アンケート」集計結果

社団法人日本監査役協会は、平成 21 年 7 月 23 日から 8 月 7 日にかけて、インターネットを利用し、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関し、監査役等の関与に関する実態並びに意識について、会計監査人設置会社である会員 5,167 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 2,528 社、回答率 48.9%。

調査概要及び結果は以下のとおり。

調査概要

1. 調査目的 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関し、会員各社における、監査役等の関与の実態並びに意識を把握するため。
2. 調査期間 平成 21 年 7 月 23 日(木)～8 月 7 日(金)
3. 対象社数 日本監査役協会の会員のうち会計監査人設置会社 (5,167 社)
4. 回答社数 有効回答数 2,528 社。うち、上場会社 1,613 社 (63.8%)、非上場会社 915 社 (36.2%)。(回答率 48.9%)。

調査結果

I 会社の基本属性

F 1 資本金（直近の事業年度末の数値でお答えください）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1億円以下	34	1.3	2	0.1	32	3.5
2. 1億円超～5億円未満	152	6.0	66	4.1	86	9.4
3. 5億円以上～10億円未満	328	13.0	179	11.1	149	16.3
4. 10億円以上～30億円未満	661	26.1	388	24.1	273	29.8
5. 30億円以上～50億円未満	335	13.3	218	13.5	117	12.8
6. 50億円以上～100億円未満	350	13.8	260	16.1	90	9.8
7. 100億円以上～200億円未満	279	11.0	204	12.6	75	8.2
8. 200億円以上～500億円未満	206	8.1	154	9.5	52	5.7
9. 500億円以上～1,000億円未満	91	3.6	71	4.4	20	2.2
10. 1,000億円以上	89	3.5	71	4.4	18	2.0
11. 相互会社・特殊法人等	3	0.1	0	0.0	3	0.3
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 2 「親会社・子会社」の有無

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 親会社はあるが、子会社はない	283	11.2	51	3.2	232	25.4
2. 親会社はないが、子会社はある	1,389	54.9	1,216	75.4	173	18.9
3. 親会社も子会社もある	666	26.3	239	14.8	427	46.7
4. 親会社も子会社もない	190	7.5	107	6.6	83	9.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 3 純粋持株会社か否か

※ 純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社をいいます。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 純粋持株会社である	143	5.7	111	6.9	32	3.5
2. 純粋持株会社ではない	2,385	94.3	1,502	93.1	883	96.5
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 4 上場区分

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 東証1部上場	922	36.5	922	57.2	0	0.0
2. 東証2部上場	186	7.4	186	11.5	0	0.0
3. 東証マザーズ上場	68	2.7	68	4.2	0	0.0
4. ジャスダック上場	253	10.0	253	15.7	0	0.0
5. 大証1部単独上場	23	0.9	23	1.4	0	0.0
6. 大証2部単独上場	70	2.8	70	4.3	0	0.0
7. 大証ヘラクレス上場	42	1.7	42	2.6	0	0.0
8. その他上場	49	1.9	49	3.0	0	0.0
9. 非上場	915	36.2	0	0.0	915	100.0
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 5 監査役設置会社か委員会設置会社か

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役設置会社	2,479	98.1	1,579	97.9	900	98.4
2. 委員会設置会社	42	1.7	34	2.1	8	0.9
3. その他(相互会社・特殊法人等)	7	0.3	0	0.0	7	0.8
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 6 会社法上の公開会社及び非公開会社

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 公開会社	1,761	69.7	1,613	100.0	148	16.2
2. 非公開会社	754	29.8	0	0.0	754	82.4
3. その他(相互会社・特殊法人等)	13	0.5	0	0.0	13	1.4
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 7 会社法上の区分

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 大会社	2,380	94.1	1,551	96.2	829	90.6
2. 大会社以外	136	5.4	62	3.8	74	8.1
3. その他(相互会社・特殊法人等)	12	0.5	0	0.0	12	1.3
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 8 業種

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 水産・農林業・鉱業	11	0.4	8	0.5	3	0.3
2. 建設業	132	5.2	95	5.9	37	4.0
3. 食料品	78	3.1	55	3.4	23	2.5
4. 繊維製品・パルプ・紙	56	2.2	44	2.7	12	1.3
5. 化学・医薬品	206	8.1	142	8.8	64	7.0
6. 石油・石炭製品・ゴム製品・窯業	68	2.7	45	2.8	23	2.5
7. 鉄鋼・非鉄・金属	119	4.7	80	5.0	39	4.3
8. 機械・機器	333	13.2	266	16.5	67	7.3
9. その他製造	204	8.1	134	8.3	70	7.7
10. 卸売業	201	8.0	125	7.7	76	8.3
11. 小売業	140	5.5	109	6.8	31	3.4
12. 不動産業	88	3.5	37	2.3	51	5.6
13. 運輸・倉庫	104	4.1	59	3.7	45	4.9
14. 情報・通信	199	7.9	129	8.0	70	7.7
15. 電気・ガス業	43	1.7	26	1.6	17	1.9
16. サービス業	246	9.7	152	9.4	94	10.3
17. 金融・保険業	220	8.7	83	5.1	137	15.0
18. その他	80	3.2	24	1.5	56	6.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

F 9 決算月

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1月	33	1.3	24	1.5	9	1.0
2. 2月	101	4.0	82	5.1	19	2.1
3. 3月	1,979	78.3	1,235	76.6	744	81.3
4. 4月	22	0.9	13	0.8	9	1.0
5. 5月	33	1.3	25	1.5	8	0.9
6. 6月	29	1.1	25	1.5	4	0.4
7. 7月	11	0.4	9	0.6	2	0.2
8. 8月	24	0.9	14	0.9	10	1.1
9. 9月	55	2.2	37	2.3	18	2.0
10. 10月	24	0.9	14	0.9	10	1.1
11. 11月	22	0.9	19	1.2	3	0.3
12. 12月	195	7.7	116	7.2	79	8.6
合計(社)	2,528		1,613		915	

F10 売上高（直近の事業年度末の数値でお答えください）

単体ベース又は個別のみ作成会社

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 10 億円未満	89	3.5	33	2.0	56	6.1
2. 10 億円以上～50 億円未満	245	9.7	140	8.7	105	11.5
3. 50 億円以上～100 億円未満	249	9.8	162	10.0	87	9.5
4. 100 億円以上～300 億円未満	640	25.3	432	26.8	208	22.7
5. 300 億円以上～500 億円未満	325	12.9	208	12.9	117	12.8
6. 500 億円以上～800 億円未満	268	10.6	166	10.3	102	11.1
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	118	4.7	63	3.9	55	6.0
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	380	15.0	257	15.9	123	13.4
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	81	3.2	54	3.3	27	3.0
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	72	2.8	49	3.0	23	2.5
11. 1 兆円以上	61	2.4	49	3.0	12	1.3
合計(社)	2,528		1,613		915	

連結ベース（会社法上の連結計算書類作成会社のみ）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 10 億円未満	16	0.9	4	0.3	12	3.9
2. 10 億円以上～50 億円未満	73	4.2	59	4.1	14	4.5
3. 50 億円以上～100 億円未満	114	6.6	94	6.6	20	6.5
4. 100 億円以上～300 億円未満	371	21.3	320	22.4	51	16.5
5. 300 億円以上～500 億円未満	258	14.8	216	15.1	42	13.5
6. 500 億円以上～800 億円未満	188	10.8	149	10.4	39	12.6
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	97	5.6	70	4.9	27	8.7
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	326	18.7	274	19.2	52	16.8
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	98	5.6	78	5.5	20	6.5
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	90	5.2	75	5.2	15	4.8
11. 1 兆円以上	108	6.2	90	6.3	18	5.8
合計(社)	1,739		1,429		310	

F 1 1 従業員数（直近の事業年度末の数値でお答えください）

単体ベース（出向者含む）又は個別のみ作成会社

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 50 人未満	165	6.5	73	4.5	92	10.1
2. 50 人以上～500 人未満	1,050	41.5	617	38.3	433	47.3
3. 500 人以上～1,000 人未満	504	19.9	341	21.1	163	17.8
4. 1,000 人以上～3,000 人未満	533	21.1	374	23.2	159	17.4
5. 3,000 人以上～5,000 人未満	129	5.1	103	6.4	26	2.8
6. 5,000 人以上～10,000 人未満	87	3.4	64	4.0	23	2.5
7. 10,000 人以上～20,000 人未満	34	1.3	22	1.4	12	1.3
8. 20,000 人以上～50,000 人未満	18	0.7	14	0.9	4	0.4
9. 50,000 人以上	8	0.3	5	0.3	3	0.3
合計(社)	2,528		1,613		915	

連結ベース（会社法上の連結計算書類作成会社のみ）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 50 人未満	25	1.4	8	0.6	17	5.5
2. 50 人以上～500 人未満	384	22.2	314	22.0	70	22.7
3. 500 人以上～1,000 人未満	338	19.5	276	19.4	62	20.1
4. 1,000 人以上～3,000 人未満	457	26.4	378	26.5	79	25.6
5. 3,000 人以上～5,000 人未満	159	9.2	142	10.0	17	5.5
6. 5,000 人以上～10,000 人未満	157	9.1	136	9.5	21	6.8
7. 10,000 人以上～20,000 人未満	102	5.9	77	5.4	25	8.1
8. 20,000 人以上～50,000 人未満	80	4.6	67	4.7	13	4.2
9. 50,000 人以上	31	1.8	27	1.9	4	1.3
合計(社)	1,733		1,425		308	

II 会社の監査役（監査委員）体制

問1 監査役（監査委員）数

貴社の監査役（監査委員）の人数は何人ですか。下記のそれぞれについて、該当する人数をご入力ください。

※ 「社外監査役」とは、「株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないもの」をいいます（会社法第2条第16号）。

※ 「社外監査委員」は、社外取締役でもありますが、「社外取締役」とは、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役という。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないもの」をいいます（会社法第2条第15号）。

※ 法律上、「常勤監査役」とは、会社法第390条第2項第2号（監査役会による常勤の監査役の選定）により定められた方をいいますが、本問では、事実上の勤務形態が常勤である方については常勤監査役としてご回答ください。

（カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果）

（単位：人）

	全体		上場会社		非上場会社	
	(平均)	%	(平均)	%	(平均)	%
監査役総数	3.5 (3.3)		3.7 (3.8)		3.0 (2.9)	
1. 常勤社内監査役（監査委員）	1.0 (0.9)	28.6 (27.3)	1.2 (1.1)	32.4 (28.9)	0.7 (0.7)	23.3 (24.1)
2. 常勤社外監査役（監査委員）	0.4 (0.4)	11.4 (12.1)	0.4 (0.4)	10.8 (10.5)	0.5 (0.4)	16.7 (13.8)
3. 非常勤社内監査役（監査委員）	0.1 (0.1)	2.9 (3.0)	0.1 (0.1)	2.7 (2.6)	0.1 (0.1)	3.3 (3.4)
4. 非常勤社外監査役（監査委員）	1.9 (1.8)	54.3 (54.5)	2.1 (2.1)	56.8 (55.3)	1.7 (1.6)	56.7 (55.2)
社外構成比(%)		67.4 (67.9)		65.5 (65.7)		71.6 (71.2)
回答社数	2,528 (3,876)		1,613 (2,026)		915 (1,841)	

※ 2007年調査は、対象を会計監査人設置会社に限定せず、全ての監査役設置会社が対象となっている。

- ・ 常勤社内/社外監査役（監査委員）が合わせて1.4人であるのに対し、非常勤社内/社外監査役（監査委員）は合わせて2.1人とおよそ2:3の比率となっている。
- ・ 「上場会社」、「非上場会社」の全てで「非常勤社外監査役（監査委員）」の平均数は1人を超えており、一方で「非常勤社内監査役（監査委員）」は平均数が0.1から0.2人程度に留まっている。
- ・ 社外構成比が非上場会社で71.6%と7割を超え、全体で67.4%となっている。

問2 社内監査役（監査委員）の経歴

下記のそれぞれについて、該当する人数をご入力ください。同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

※ 本集計では、人数ではなく、一社あたりの各選択肢の回答数の合計を社内監査役（監査委員）の総数とし、それに対する各選択肢の比率を算出し、表示しています。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体	上場会社	非上場会社
	%	%	%
1. 会長・副会長	1.0 (0.9)	1.0 (0.7)	1.0 (1.1)
2. 社長	2.9 (1.7)	2.4 (0.8)	4.0 (3.3)
3. 副社長	1.4 (1.6)	1.3 (1.9)	1.5 (1.2)
4. 専務・常務	8.7	8.4	9.3
（専務）	(5.1)	(5.1)	(5.2)
（常務）	(12.4)	(12.0)	(12.9)
5. 取締役	16.5 (20.8)	14.6 (21.6)	20.2 (19.4)
6. 執行役（員）	12.2 (8.6)	11.8 (8.7)	13.0 (8.6)
7. 相談役・顧問・嘱託	3.9 (3.9)	3.5 (3.7)	4.6 (4.2)
8. 監査関係部長等	3.7 (6.2)	3.9 (6.5)	3.3 (5.5)
9. 監査関係以外の部長等	32.1 (26.7)	28.7 (28.4)	38.6 (23.9)
10. その他	17.6 (11.3)	24.4 (9.9)	4.5 (13.5)
（無回答）	(0.8)	(0.6)	(1.1)
回答社数	2,528	1,613	915

※ 2007年調査は、本調査の「社長」を「取締役社長」とし、「副社長」を「取締役副社長」とし、「専務・常務」は二つに分かれ、それぞれを「専務取締役」、「常務取締役」とし、「その他」を「（選択肢）1～10以外」としていた。

※ 2007年調査は、対象を会計監査人設置会社に限定せず、全ての監査役設置会社が対象となっている。

- ・ 社内監査役（監査委員）の多くが「取締役」、「執行役（員）」、「監査関係以外の部長等」であり、その比率は合計で「全体」で60.8%に及び、「非上場会社」でその傾向は顕著である。

問3 社外監査役（監査委員）の前職又は現職

下記のそれぞれについて、該当する人数をご入力ください。同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

※ 本集計では、人数ではなく、一社あたりの各選択肢の回答数の合計を社外監査役（監査委員）の総数とし、それに対する各選択肢の比率を算出し、表示しています。

（カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果）

	全体	上場会社	非上場会社
	%	%	%
1. 親会社の役職員	21.2 (21.2)	8.8 (8.6)	46.0 (38.1)
2. 大株主の役職員	11.3 (10.9)	10.8 (11.5)	12.3 (10.0)
3. 取引銀行の役職員	8.2 (7.5)	10.4 (9.8)	3.8 (4.5)
4. 取引先の役職員	6.4 (6.3)	7.6 (7.4)	4.2 (4.8)
5. 会社と無関係な会社の役職員	14.4 (16.5)	16.7 (17.7)	10.0 (15.0)
6. 公認会計士又は税理士	13.0	15.8	7.4
（公認会計士）	(7.5)	(9.4)	(5.1)
（税理士）	(4.9)	(6.3)	(3.1)
7. 弁護士	15.1 (13.2)	18.9 (18.0)	7.6 (6.7)
8. 大学教授	2.3 (2.1)	3.0 (2.7)	0.9 (1.3)
9. 官公庁	2.2 (2.5)	2.5 (2.7)	1.7 (2.3)
10. その他	5.8	5.5	6.2
（無回答）	(1.0)	(0.8)	(1.7)
回答社数	2,528	1,613	915

※ 2007年調査は、本調査の「公認会計士又は税理士」を二つに分け、それぞれを「公認会計士」、「税理士」とし、「その他」を「（選択肢）1～10以外」としていた。

※ 2007年調査は、対象を会計監査人設置会社に限定せず、全ての監査役設置会社が対象となっている。

- ・ 「全体」で「親会社の役職員」が最も多く、21.2%に及ぶ。その内訳は、「上場会社」で8.8%、「非上場会社」で46.0%と大きな開きがある。
- ・ 「上場会社」では、「弁護士」が18.9%、「会社と無関係な会社の役職員」が16.7%、「公認会計士又は税理士」が15.8%と、高い回答率となっているが、「非上場会社」では「弁護士」が7.6%、「会社と無関係な会社の役職員」が10.0%、「公認会計士又は税理士」が7.4%となっており、ここでも開きが大きい。

Ⅲ 会計監査人との連携状況

問4 会計監査人の名称

貴社が会計監査人として選任している監査法人又は公認会計士はどこですか。共同監査を行っている場合には、そのすべての監査人の名称をご回答ください。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あずさ監査法人	638 (842)	25.2 (24.9)	392 (465)	24.3 (23.6)	246 (374)	26.9 (26.7)
2. あらた監査法人	104 (150)	4.1 (4.4)	47 (55)	2.9 (2.8)	57 (95)	6.2 (6.8)
3. 新日本有限責任監査法人	750 (998)	29.7 (29.5)	451 (562)	28.0 (28.5)	299 (436)	32.7 (31.1)
4. 有限責任監査法人トーマツ	619 (798)	24.5 (23.6)	419 (508)	26.0 (25.7)	200 (289)	21.9 (20.6)
5. 東陽監査法人	39 (56)	1.5 (1.7)	29 (39)	1.8 (2.0)	10 (17)	1.1 (1.2)
6. 太陽 ASG 有限責任監査法人	45 (44)	1.8 (1.3)	38 (29)	2.4 (1.5)	7 (15)	0.8 (1.1)
7. 京都監査法人	20	0.8	12	0.7	8	0.9
8. 三優監査法人	20	0.8	16	1.0	4	0.4
9. 仰星監査法人	7	0.3	4	0.2	3	0.3
10. その他	295	11.7	212	13.1	83	9.1
(その他の監査法人)	(459)	(13.6)	(315)	(16.0)	(143)	(10.2)
(個人の公認会計士)	(55)	(1.6)	(22)	(1.1)	(33)	(2.4)
(無回答)	(37)	(1.1)	(19)	(1.0)	(18)	(1.3)
回答社数	2,528 (3,381)		1,613 (1,974)		915 (1,402)	

※ 2007年調査時には、本調査の「京都監査法人」、「三優監査法人」、「仰星監査法人」は設定されず、「その他」は三つに分かれ、それぞれを「その他の監査法人」、「個人の公認会計士」、「無回答」としていた。

問5 会計監査人との会合回数

直近の事業年度において、会計監査人との会合は、何回開催しましたか(一部の監査役のみによる随時会合も含めて)。回数をご入力ください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体	上場会社	非上場会社
	(平均)	(平均)	(平均)
回数	6.1 (5.8)	6.8 (6.4)	5.0 (4.9)
合計(社)	2,528 (3,381)	1,613 (1,974)	915 (1,402)

- ・ 「上場会社」と「非上場会社」では約2回の回数の開きがある。これは「上場会社」と「非上場会社」で金商法上の四半期レビューに基づく開催の有無があることが大きな要因と考えられる。
- ・ 2007年調査と比べて、5.8回から6.1回へと若干ながら会合回数が増加した。

問6 前述「問5」で回答した会計監査人との会合回数は、十分なものですか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分である	696	27.5	504	31.2	192	21.0
2. ある程度十分である	863	34.1	563	34.9	300	32.8
3. 普通	586	23.2	353	21.9	233	25.5
4. やや不十分である	325	12.9	171	10.6	154	16.8
5. 不十分である	58	2.3	22	1.4	36	3.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 「全体」、「上場会社」、「非上場会社」の全てで「ある程度十分である」という回答が最も多くその比率も殆ど同一である。また、「十分である」、「ある程度十分である」、「普通」の合計が 84.8%にのぼり、会計監査人との会合回数について充足しているとの回答が多数を占めている。
- 「十分である」という回答が、「上場会社」では 31.2%、「非上場会社」では 21.0%となっており、上場会社のほうが十分とする割合が高い。一方、「やや不十分である」、「不十分である」という回答の合計は、「上場会社」では 12.0%、「非上場会社」では 20.7%となっており、非上場会社のうち 2 割は不十分さを感じている。

【クロス集計】

問5で回答した会計監査人との会合回数について、問6で回答した選択肢1から4毎の、十分であるかどうかの程度に応じて、集計を行った。集計結果は以下のとおり。

	全体	上場会社	非上場会社
	(平均)	(平均)	(平均)
1. 十分である	8.18	8.63	7.00
2. ある程度十分である	6.24	6.70	5.38
3. 普通	5.11	5.68	4.26
4. やや不十分である	3.76	4.29	3.17
5. 不十分である	3.14	4.09	2.56
回答社数	2,528	1,613	915

問7 会計監査人との情報・意見交換の内容

直近の事業年度において、監査役（監査委員）が会計監査人との間で行った情報・意見交換の内容はどのようなものですか。あてはまるものをお選びください。主として会社法関係のものと、主として金融商品取引法関係のものに分けてお尋ねします。

問7-1 会計監査人との情報・意見交換の内容（主に会社法関係）（複数回答可）

（カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	回答数(社)	%	回答数(社)
1. 会計監査人の監査計画(概要書)を受領した(書類の受領のみ)	142	5.6	88	5.5	54	5.9
2. 会計監査人の監査計画(概要書)を受領し、内容について説明があった	2,302	91.1	1,489	92.3	813	88.9
3. 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった	1,332 (1,252)	52.7 (37.0)	876 (743)	54.3 (37.6)	456 (508)	49.8 (36.2)
4. 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換を行った	1,401 (1,704)	55.4 (50.4)	925 (1,065)	57.3 (54.0)	476 (637)	52.0 (45.4)
5. 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった	1,350 (1,448)	53.4 (42.8)	907 (898)	56.2 (45.5)	443 (547)	48.4 (39.0)
6. 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換を行った	1,481 (1,847)	58.6 (54.6)	969 (1,130)	60.1 (57.2)	512 (716)	56.0 (51.1)
7. 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて、意見交換を行った	1,811 (1,989)	71.6 (58.8)	1,305 (1,266)	80.9 (64.1)	506 (719)	55.3 (51.3)
8. 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった	2,255 (2,629)	89.2 (77.8)	1,455 (1,590)	90.2 (80.5)	800 (1,035)	87.4 (73.8)
9. 会計監査人より、会計監査人が発見した不正又は違法等の行為に関して、報告・相談を受けた	186 (285)	7.4 (8.4)	124 (181)	7.7 (9.2)	62 (103)	6.8 (7.3)
10. 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項(会社計算規則第131条)の通知・説明を受け、意見交換を行った	1,682 (2,416)	66.5 (71.5)	1,134 (1,491)	70.3 (75.5)	548 (921)	59.9 (65.7)
11. 会計監査人から、会計監査人と取締役(執行役)との間で見解が相違した事項について、報告・説明を受けた	215 (299)	8.5 (8.8)	165 (184)	10.2 (9.3)	50 (114)	5.5 (8.1)
12. 監査役(監査委員)から、監査役(監査委員)の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った	1,371 (1,472)	54.2 (43.5)	955 (943)	59.2 (47.8)	416 (529)	45.5 (37.7)
13. 監査役(監査委員)から、監査役(監査委員)監査の実施状況について、会計監査人に情報提供を行った	1,005 (1,083)	39.8 (32.0)	701 (692)	43.5 (35.1)	304 (391)	33.2 (27.9)
14. 監査役(監査委員)から、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる社内情報等の情報提供を行った	633 (712)	25.0 (21.1)	414 (452)	25.7 (22.9)	219 (259)	23.9 (18.5)

15. 監査役(監査委員)から、監査役(会)監査報告の記載内容について、会計監査人に情報提供を行った	964	38.1	683	42.3	281	30.7
16. その他	83	3.3	42	2.6	41	4.5
(無回答)	(39)	(1.2)	(19)	(1.0)	(20)	(1.4)
	(49)	(1.4)	(22)	(1.1)	(27)	(1.9)
回答社数	2,528		1,613		915	
	(3,381)		(1,974)		(1,402)	

※ 選択肢1「会計監査人の監査計画(概要書)を受領した(書類の受領のみ)」及び選択肢2「会計監査人の監査計画(概要書)を受領し、内容について説明があった」については、設問設定時にはどちらか一方のみを選択することを想定していたが、集計結果では重複回答が見られたため、事務局にて重複を省いた上で集計した(選択肢1と2の重複回答数…全体では259社、上場会社では165社、非上場会社では94社)

なお、選択肢1と2の合計は96.7%となり、100%に満たない。そのため、残りの3.3%は監査計画(概要書)を受領していないと推察される。

- ・ 「会計監査人の監査計画(概要書)を受領し、内容について説明があった」が91.1%、次いで「会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった」が89.2%と回答が高かった。
- ・ 「内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて、意見交換を行った」が上場会社では80.9%あるのに対し、非上場会社では55.3%にとどまる。金融商品取引法上の内部統制報告制度の適用の有無が影響していると考えられる。
- ・ 「会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった」との回答は、「上場会社」、「非上場会社」とも50%程度の回答に留まった。
- ・ 監査の実施状況に関する情報提供について、会計監査人から監査役へは(選択肢8)89.2%の比率で行われ、一方監査役から会計監査人へは(選択肢13)39.8%に留まっている。また、監査計画に関する情報提供については、会計監査人から監査役へは(選択肢2)91.1%の比率で行われ、一方監査役から会計監査人へは(選択肢12)54.2%に留まっている。
- ・ 2007年調査と比べて、一部の項目を除きほぼ全ての項目で数値が同水準又は上回っており、監査役と会計監査人の連携がより緊密になっていることが窺える。

上場会社（F4で、「9. 非上場」を選択した会社以外の会社）のみ回答してください。

問7-2 会計監査人との情報・意見交換の内容（主に金融商品取引法関係）（複数回答可）
上場会社のみ回答

	回答数(社)	%
1. 会計監査人(監査人)から、四半期レビューの実施状況について、説明があった	1,156	71.7
2. 会計監査人(監査人)から、四半期レビュー報告書の記載内容について、説明があった	963	59.7
3. 会社が作成する四半期報告書について、意見交換を行った	458	28.4
4. 会計監査人(監査人)から、財務報告に係る内部統制の監査の実施状況について、説明があった	1,287	79.8
5. 会計監査人(監査人)から、財務報告に係る内部統制の監査において発見した内部統制の不備あるいは不正又は法令違反等事実について、適時に説明があった	536	33.2
6. 会計監査人(監査人)から、会社法監査終了時点での財務報告に係る内部統制の監査の実施状況について、説明があった	1,100	68.2
7. 会計監査人(監査人)から、内部統制報告書の記載内容について、説明があった	631	39.1
8. 監査役(監査委員)から、監査役等の財務報告に係る内部統制の監視の状況について、会計監査人(監査人)に情報提供を行った	400	24.8
9. 有価証券報告書及び内部統制報告書の記載内容について、意見交換を行った	433	26.8
10. その他	95	5.9
回答社数	1,613	

- ・ 「会計監査人(監査人)から、財務報告に係る内部統制の監査の実施状況について、説明があった」が最も回答が多く「全体」で79.8%に及んだが、残りの20.2%はこれらの説明を受けていないことが窺える。
- ・ 「会計監査人(監査人)から、会社法監査終了時点での財務報告に係る内部統制の監査の実施状況について、説明があった」との回答は、やや数値が低くなり、68.2%に留まった。一方で「監査役(監査委員)から、監査役等の財務報告に係る内部統制の監視の状況について、会計監査人に情報提供を行った」は更に比率が低く、24.8%となった。

問8 会計監査人の往査等への同席

監査役（監査委員）は、会計監査人による事業所・子会社等の往査や棚卸などの監査現場に立ち会ったり、監査講評に同席したりしていますか（一部の監査役（監査委員）のみによる場合を含む）。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 往査・棚卸に立会い又は同席をしている	1,771 (2,337)	70.1 (69.1)	1,203 (1,515)	74.6 (76.7)	568 (817)	62.1 (58.3)
2. 監査講評に立会い又は同席をしている	1,571 (2,026)	62.1 (59.9)	981 (1,188)	60.8 (60.2)	590 (836)	64.5 (59.6)
3. 往査・棚卸又は監査講評のいずれにも、立会いも同席もしていない (無回答)	350 (434)	13.8 (12.8)	206 (199)	12.8 (10.1)	144 (235)	15.7 (16.8)
回答社数	2,528 (3,381)		1,613 (1,974)		915 (1,402)	

- ・ 「往査・棚卸に立会い又は同席をしている」が最も回答が多く「全体」で 70.1%に及んだが、「上場会社」と「非上場会社」で、回答に 10 ポイント以上の開きが生じた。
- ・ 「全体」で 13.8%の会社が「往査・棚卸又は監査講評のいずれにも、立会いも同席もしていない」との回答であった。

問9 会計監査人への期待

会計監査人に期待することは何ですか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 厳格な会計監査(監査の質の確保)	1,980 (2,722)	78.3 (80.5)	1,239 (1,592)	76.8 (80.6)	741 (1,125)	81.0 (80.2)
2. 内部統制の的確な評価・監査	1,947 (2,434)	77.0 (72.0)	1,317 (1,537)	81.6 (77.9)	630 (894)	68.9 (63.8)
3. 効率的な監査	1,502 (1,300)	59.4 (38.5)	1,065 (840)	66.0 (42.6)	437 (459)	47.8 (32.7)
4. 会計基準の改正等の情報提供	1,530 (1,589)	60.5 (47.0)	977 (925)	60.6 (46.9)	553 (661)	60.4 (47.1)
5. 専門家としての適切な判断	1,697 (2,342)	67.1 (69.3)	1,063 (1,384)	65.9 (70.1)	634 (955)	69.3 (68.1)
6. 経営者からの独立性確保と客観・公正な意見表明	1,289 (1,700)	51.0 (50.3)	857 (1,105)	53.1 (56.0)	432 (594)	47.2 (42.4)
7. 監査役(監査委員)への適時・的確な報告	2,074 (2,430)	82.0 (71.9)	1,352 (1,503)	83.8 (76.1)	722 (926)	78.9 (66.0)
8. 子会社等の監査実施状況の報告	884 (1,048)	35.0 (31.0)	672 (793)	41.7 (40.2)	212 (255)	23.2 (18.2)
9. 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス	1,145 (1,614)	45.3 (47.7)	761 (961)	47.2 (48.7)	384 (651)	42.0 (46.4)
10. その他	18 (12)	0.7 (0.4)	9 (5)	0.6 (0.3)	9 (7)	1.0 (0.5)
(無回答)	(37)	(1.1)	(16)	(0.8)	(21)	(1.5)
回答社数	2,528 (3,381)		1,613 (1,974)		915 (1,402)	

- ・ 「監査役(監査委員)への適時・的確な報告」、「厳格な会計監査(監査の質の確保)」の回答が多く、「全体」でそれぞれ82.0%、78.3%にのびた。
- ・ 「上場会社」では金商法対応の関係から「内部統制の的確な評価・監査」の回答も多く81.6%、「非上場会社」ではやや下がって68.9%となった。
- ・ 「効率的な監査」への回答は、「上場会社」で66.0%、「非上場会社」で47.8%となり、20ポイント近くの開きが生じた。
- ・ 2007年調査と比べて、「効率的な監査」への期待が38.5%から59.4%へと大幅に増加した。四半期レビューや内部統制監査の導入に伴う監査費用の増加などが背景にあると考えられる。

IV 会計監査人の報酬等の同意の状況

会社法では、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会。委員会設置会社にあつては監査委員会。以下同じ）の同意を得ることとされています（法第 399 条）。以下の設問では、直近に行われた貴社における会計監査人の報酬等の同意の状況についてお答えください。

問 10 会計監査人と協議を行う部署

会計監査人の報酬について、会計監査人と協議する部署はどこですか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 財務会計部門	2,346	92.8	1,522	94.4	824	90.1
2. 内部監査(検査)部門	53	2.1	34	2.1	19	2.1
3. その他	129	5.1	57	3.5	72	7.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

問 11 担当取締役等からの情報提供

監査役（監査委員）が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、担当取締役（担当執行役）又は会社担当部署（以下、「担当取締役等」という）から説明又は情報提供はありましたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007 年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,361 (2,077)	93.4 (88.7)	1,541 (1,268)	95.5 (89.9)	820 (805)	89.6 (86.7)
2. なかった	167 (251)	6.6 (10.7)	72 (135)	4.5 (9.6)	95 (116)	10.4 (12.5)
(無回答)	(14)	(0.6)	(7)	(0.5)	(7)	(0.8)
合計(社)	2,528 (2,342)		1,613 (1,410)		915 (928)	

- ・ 2007 年調査と比べて、「あった」が 4.7 ポイント増加し、93.4%となった。

問11で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問12 会計監査人の報酬額に同意するに当たり、「担当取締役等」のうち、誰から説明又は情報提供がありましたか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 担当取締役(担当執行役)	1,247 (1,167)	52.8 (56.2)	888 (742)	57.6 (58.5)	359 (423)	43.8 (52.5)
2. 財務会計部門担当者	1,336 (1,031)	56.6 (49.6)	820 (602)	53.2 (47.5)	516 (427)	62.9 (53.0)
3. その他	80 (95)	3.4 (4.6)	41 (64)	2.7 (5.0)	39 (31)	4.8 (3.9)
(無回答)	(20)	(1.0)	(10)	(0.8)	(10)	(1.2)
回答社数	2,361 (2,077)		1,541 (1,268)		820 (805)	

※ 2007年調査時には、本調査の「財務会計部門担当者」は「経理担当者」とされていた。

問11で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問13 担当取締役等から説明又は情報提供があったのは、いつですか。複数回あった場合は、あてはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

- ・「全体」で「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」という回答が最も多く、59.1%に及んだ。
- ・一方で、最初に担当取締役等からの説明または情報提供があったという尺度から集計を行うと、選択肢2、3にも回答が広がり、それぞれ27.5%、25.6%となっている。このことから、担当取締役等と会計監査人との間で報酬額がほぼ決まる前の段階で、説明又は情報提供を受けたという回答は65.2%に上ることが明確化した。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	284	12.0	181	11.7	103	12.6
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	765	32.4	502	32.6	263	32.1
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	878	37.2	627	40.7	251	30.6
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,395	59.1	949	61.6	446	54.4
回答社数	2,361		1,541		820	

【他の尺度からの集計】

問13で回答した、担当取締役等からの説明または情報提供の段階について、最初にそれが行われた段階ごとに集計を行った。集計結果は以下のとおり。

	全体		上場		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	284	12.0	181	11.7	103	12.6
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	650	27.5	419	27.2	231	28.2
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	605	25.6	422	27.4	183	22.3
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	822	34.8	519	33.7	303	37.0
回答社数	2,361		1,541		820	

問11で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問14 担当取締役等からどのような説明又は情報提供がありましたか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 担当取締役等が会計監査人と協議した経過・概要	1,457 (1,452)	61.7 (69.9)	1,003 (915)	65.1 (72.2)	454 (533)	55.4 (66.2)
2. 担当取締役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容(報酬額算定の根拠・考え方など)	1,741 (1,292)	73.7 (62.2)	1,179 (828)	76.5 (65.3)	562 (463)	68.5 (57.5)
3. 上記「2」の会計監査人からの説明に対する担当取締役等の見解	1,263 (770)	53.5 (37.1)	878 (518)	57.0 (40.9)	385 (251)	47.0 (31.2)
4. 担当取締役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項	753 (268)	31.9 (12.9)	564 (180)	36.6 (14.2)	189 (88)	23.0 (10.9)
5. 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報	830	35.2	609	39.5	221	27.0
6. その他	76 (49)	3.2 (2.4)	32 (31)	2.1 (2.4)	44 (18)	5.4 (2.2)
(無回答)	(43)	(2.1)	(26)	(2.1)	(17)	(2.1)
回答社数	2,361 (2,077)		1,541 (1,268)		820 (805)	

※ 2007年調査時には、本調査の「担当取締役等が会計監査人と協議した経過・概要」は「担当取締役等が会計監査人と協議した経過・内容」とされていた。

- ・ 2007年調査と比べて、担当取締役等と会計監査人との間で交わされた説明や情報の内容、さらには議論の内容が監査役に詳細に伝達されるようになってきていることが窺える。

問11で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問15 担当取締役等の説明又は情報提供は、十分なものでしたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分なものであった	691 (936)	29.3 (45.1)	481 (553)	31.2 (43.6)	210 (380)	25.6 (47.2)
2. ある程度十分なものであった	881 (689)	37.3 (33.2)	593 (439)	38.5 (34.6)	288 (250)	35.1 (31.1)
3. 普通	549 (317)	23.3 (15.3)	323 (194)	21.0 (15.3)	226 (123)	27.6 (15.3)
4. やや不十分なものであった	206 (85)	8.7 (4.1)	121 (50)	7.9 (3.9)	85 (34)	10.4 (4.2)
5. 不十分なものであった	34 (18)	1.4 (0.9)	23 (12)	1.5 (0.9)	11 (6)	1.3 (0.7)
(無回答)	(32)	(1.5)	(20)	(1.6)	(12)	(1.5)
合計(社)	2,361 (2,077)		1,541 (1,268)		820 (805)	

- ・ 「十分なものであった」、「ある程度十分なものであった」、「普通」の合計が 89.9%にのぼり、担当取締役等からの説明又は情報提供に概ね満足しているようである。
- ・ 2007年調査と比べて、「十分なものであった」が 45.1%から 29.3%へと大幅に低下した。同意の実務が3月決算会社にあつては本年で三期目を迎えたこと等から、監査役が求める説明又は情報提供のレベルが上がっていることも一因として考えられる。

問11で、「2. なかった」を選択した会社のみ回答してください。

問16 監査役（監査委員）から、担当取締役等に対して、説明又は情報提供を求めましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 求めた	42	25.1	23	31.9	19	20.0
2. 求めなかった	125	74.9	49	68.1	76	80.0
合計(社)	167		72		95	

- ・ 「求めなかった」との回答が「全体」で 74.9%となっており、これらの会社では、担当取締役等から説明がなく、それに対して要求も行われなかったことが窺える。

問16で、「2. 求めなかった」を選択した会社のみ回答してください。

問17 説明又は情報提供を求めなかったのは、なぜですか。あてはまるものをお選びください。
(複数回答可)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分な説明又は情報提供が期待できないから	16	12.8	5	10.2	11	14.5
2. 自らの情報収集により、十分な情報が得られたから	40	32.0	19	38.8	21	27.6
3. 会計監査人から、十分な説明又は情報提供があったから	57	45.6	26	53.1	31	40.8
4. その他	27	21.6	10	20.4	17	22.4
回答社数	125		49		76	

- ・ 「全体」で 45.6%の会社が「会計監査人から、十分な説明又は情報提供があったから」と回答しているが、一方で「十分な説明又は情報提供が期待できないから」との回答が 12.8%となっており、今後の状況改善のため何らかの対応が必要と考えられる。

問18 監査役（監査委員）と担当取締役等との見解の相違の有無

会計監査人の報酬額に関して、監査役（監査委員）と担当取締役等との間で見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことはありましたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	258 (164)	10.2 (7.0)	190 (119)	11.8 (8.4)	68 (45)	7.4 (4.8)
2. なかった	2,270 (2,134)	89.8 (91.1)	1,423 (1,264)	88.2 (89.6)	847 (866)	92.6 (93.3)
(無回答)	(44)	(1.9)	(27)	(1.9)	(17)	(1.8)
合計(社)	2,528 (2,342)		1,613 (1,410)		915 (928)	

問18で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問19 見解の相違が生じたり、あるいは、議論となったことは、どのような点ですか。

あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定の根拠・考え方	85 (66)	32.9 (40.2)	66 (47)	34.7 (39.5)	19 (19)	27.9 (42.2)
2. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方	169 (92)	65.5 (56.1)	125 (66)	65.8 (55.5)	44 (26)	64.7 (57.8)
3. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	135 (75)	52.3 (45.7)	109 (59)	57.4 (49.6)	26 (16)	38.2 (35.6)
4. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方	90 (64)	34.9 (39.0)	64 (46)	33.7 (38.7)	26 (18)	38.2 (40.0)
5. その他	18 (16)	7.0 (9.8)	16 (10)	8.4 (8.4)	2 (6)	2.9 (13.3)
回答社数	258 (164)		190 (119)		68 (45)	

- ・ 「全体」で65.5%の会社が「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方」と回答している。これは監査計画の具体的な内容である。
- ・ 「報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方」については、「上場会社」が57.4%、「非上場会社」が38.2%と20ポイント程度の開きが生じている。

問20 会計監査人からの情報提供

監査役(監査委員)が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、会計監査人から説明又は情報提供はありましたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	1,330 (1,043)	52.6 (44.5)	890 (641)	55.2 (45.5)	440 (402)	48.1 (43.3)
2. なかった	1,198 (1,159)	47.4 (49.5)	723 (690)	44.8 (48.9)	475 (466)	51.9 (50.2)
(無回答)	(140)	(6.0)	(79)	(5.6)	(60)	(6.5)
合計(社)	2,528 (2,342)		1,613 (1,410)		915 (928)	

- ・ 「あった」とする回答が「全体」で52.6%と約半数にとどまった。なお、これは問7-1「会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった」の回答とほぼ数値は同一である。
- ・ 2007年調査と比べて、「あった」が44.5%から52.6%へと8ポイント増加した。しかし、会計監査人からの説明又は情報提供は依然として約半数にとどまっており、会計監査人に対し、説明責任を果たすべく監査役サイドから要請をしていくことも求められよう。

問20で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問21 会計監査人から説明又は情報提供があったのは、いつですか。複数回あった場合は、あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

- ・「全体」で「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」という回答が最も多く40.8%に及んだ。
- ・問13と同様に、最初に会計監査人からの説明または情報提供があったという尺度から集計を行うと、選択肢2、3にも回答が広がり、それぞれ28.6%、26.7%となっている。このことから、担当取締役等と会計監査人との間で報酬額がほぼ決まる前の段階で、説明又は情報提供を受けたという回答は69.2%に上ることが明確化した。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	185	13.9	118	13.3	67	15.2
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	418	31.4	284	31.9	134	30.5
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	455	34.2	338	38.0	117	26.6
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	543	40.8	362	40.7	181	41.1
回答社数	1,330		890		440	

【他の尺度からの集計】

問21で回答した、会計監査人からの説明または情報提供の段階について、最初にそれが行われた段階ごとに集計を行った。集計結果は以下のとおり。

	全体		上場		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	185	13.9	118	13.3	67	15.2
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	381	28.6	257	28.9	124	28.2
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	355	26.7	258	29.0	97	22.0
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	409	30.8	257	28.9	152	34.5
回答社数	1330		890		440	

問20で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問22 会計監査人からどのような説明又は情報提供がありましたか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人が担当取締役等と協議した経過・概要	236 (356)	17.7 (34.1)	178 (230)	20.0 (35.9)	58 (126)	13.2 (31.3)
2. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定の根拠・考え方	999 (831)	75.1 (79.7)	669 (521)	75.2 (81.3)	330 (310)	75.0 (77.1)
3. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方	1,243 (880)	93.5 (84.4)	841 (552)	94.5 (86.1)	402 (328)	91.4 (81.6)
4. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	664 (456)	49.9 (43.7)	441 (278)	49.6 (43.4)	223 (178)	50.7 (44.3)
5. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方	1,056 (676)	79.4 (64.8)	722 (425)	81.1 (66.3)	334 (251)	75.9 (62.4)
6. 担当取締役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項	170 (80)	12.8 (7.7)	133 (52)	14.9 (8.1)	37 (28)	8.4 (7.0)
7. 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報	137 (148)	10.3 (14.2)	97 (94)	10.9 (14.7)	40 (54)	9.1 (13.4)
8. その他	24 (18)	1.8 (1.7)	13 (13)	1.5 (2.0)	11 (5)	2.5 (1.2)
(担当会計士が属する監査法人又は事務所に関する、売上高などの財務情報)	(16)	(1.5)	(7)	(1.1)	(9)	(2.2)
(無回答)	(9)	(0.9)	(4)	(0.6)	(5)	(1.2)
回答社数	1,330 (1,043)		890 (641)		440 (402)	

- ・ 「全体」で「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方」とする回答が 93.5%となっている。これは監査計画に係る内容である。
- ・ 2007年調査と比べて、「監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方」が64.8%から79.4%へと、大幅に増加した。この間の、四半期レビュー制度や内部統制監査制度の導入等が影響しているものと考えられる。

問20で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問23 会計監査人の説明又は情報提供は、十分なものでしたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分なものであった	233 (315)	17.5 (30.2)	161 (182)	18.1 (28.4)	72 (133)	16.4 (33.1)
2. ある程度十分なものであった	568 (426)	42.7 (40.8)	383 (266)	43.0 (41.5)	185 (160)	42.0 (39.8)
3. 普通	372 (214)	28.0 (20.5)	240 (136)	27.0 (21.2)	132 (78)	30.0 (19.4)
4. やや不十分なものであった	137 (61)	10.3 (5.8)	95 (39)	10.7 (6.1)	42 (22)	9.5 (5.5)
5. 不十分なものであった	20 (16)	1.5 (1.5)	11 (11)	1.2 (1.7)	9 (5)	2.0 (1.2)
(無回答)	(11)	(1.1)	(7)	(1.1)	(4)	(1.0)
合計(社)	1,330 (1,043)		890 (641)		440 (402)	

- ・ 「十分なものであった」、「ある程度十分なものであった」「普通」の合計が88.2%にのぼり、問15(担当取締役等からの説明又は情報提供)と同様、会計監査人からの説明又は情報提供に概ね満足しているようである。一方で「やや不十分なものであった」、「不十分なものであった」は合計で11.8%あり、今後の課題を示している。
- ・ 2007年調査と比べて、「担当取締役等からの説明又は情報提供」(問15参照)と同様に、「十分なものであった」が30.2%から17.5%へと大幅に低下した。

問20で、「2. なかった」を選択した会社のみ回答してください。

問24 監査役(監査委員)から、会計監査人に対して、説明又は情報提供を求めましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 求めた	75	6.3	45	6.2	30	6.3
2. 求めなかった	1,123	93.7	678	93.8	445	93.7
合計(社)	1,198		723		475	

- ・ 「求めなかった」との回答が「全体」で93.7%となっており、問16の担当取締役等の場合と同様に、高い数値を示している。

問24で、「2. 求めなかった」を選択した会社のみ回答してください。

問25 説明又は情報提供を求めなかったのは、なぜですか。あてはまるものをお選びください。
(複数回答可)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分な説明又は情報提供が期待できないから	58	5.2	35	5.2	23	5.2
2. 自らの情報収集により、十分な情報が得られたから	139	12.4	88	13.0	51	11.5
3. 担当取締役等から、十分な説明又は情報提供があったから	858	76.4	540	79.6	318	71.5
4. その他	154	13.7	72	10.6	82	18.4
回答社数	1,123		678		445	

- ・ 問17の担当取締役等の場合と同様に、「担当取締役等から、十分な説明又は情報提供があったから」との回答が多く、76.4%にのぼっている。一方、「十分な説明又は情報提供が期待できないから」との回答が5.2%となっており、ここでも今後の課題が提示されている。

問26 監査役（監査委員）と会計監査人との見解の相違の有無

会計監査人の報酬額に関して、監査役（監査委員）と会計監査人との間で見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことはありましたか。あてはまるものをお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	426	16.9	320	19.8	106	11.6
2. なかった	2,102	83.1	1,293	80.2	809	88.4
合計(社)	2,528		1,613		915	

問26で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問27 見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことは、どのような点ですか。
あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定の根拠・考え方	142	33.3	108	33.8	34	32.1
2. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方	286	67.1	221	69.1	65	61.3
3. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	230	54.0	173	54.1	57	53.8
4. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方	145	34.0	104	32.5	41	38.7
5. その他	30	7.0	20	6.3	10	9.4
回答社数	426		320		106	

- ・ 問22(会計監査人からの説明又は情報提供の内容)と同様に、「全体」で監査計画の内容に係る「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方」とする回答が多く、67.1%にのぼった。

問 28 担当取締役等と会計監査人との見解の相違の有無

会計監査人の報酬額に関して、担当取締役等と会計監査人との間で見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことはありましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	939	37.1	711	44.1	228	24.9
2. なかった	1,589	62.9	902	55.9	687	75.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

問 28 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答してください。

問 29 見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことは、どのような点ですか。

あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定の根拠・考え方	299	31.8	238	33.5	61	26.8
2. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方	678	72.2	522	73.4	156	68.4
3. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	507	54.0	390	54.9	117	51.3
4. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方	338	36.0	258	36.3	80	35.1
5. その他	71	7.6	56	7.9	15	6.6
回答社数	939		711		228	

- ・ 「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定の根拠・考え方」が 72.2%と多い一方、「監査構成人員の算定の根拠・考え方」、「監査対象や監査実施範囲の根拠・考え方」がそれぞれ 31.8%、36.0%と少数にとどまっている。

問30 会計監査人の報酬額の同意に至る経緯

会計監査人の報酬額について、どのような経緯で同意に至りましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 担当取締役(担当執行役)又は会社担当部署(以下、「担当取締役等」という)もしくは会計監査人から提案された当初案について、監査役(監査委員)は特段の指摘等は行わず、当初案のとおり同意に至った	1,355	53.6	770	47.7	585	63.9
2. 担当取締役等もしくは会計監査人から提案された当初案について、監査役(監査委員)の指摘に基づく監査計画の内容の調整を行ったが、報酬額については当初案のとおり同意に至った	289	11.4	184	11.4	105	11.5
3. 担当取締役等又は会計監査人から提案された当初案について、監査役(監査委員)の指摘に基づき調整を行い、「減額」した額で同意に至った	227	9.0	157	9.7	70	7.7
4. 担当取締役等又は会計監査人から提案された当初案について、前記「3」以外の経過を経て、「減額」した額で同意に至った	631	25.0	488	30.3	143	15.6
5. 担当取締役等又は会計監査人から提案された当初案について、監査役(監査委員)の指摘に基づき調整を行い、「増額」した額で同意に至った	7	0.3	3	0.2	4	0.4
6. 担当取締役等又は会計監査人から提案された当初案について、前記「5」以外の経過を経て、「増額」した額で同意に至った	19	0.8	11	0.7	8	0.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

- ・ 「監査役(監査委員)は特段の指摘等は行わず、当初案のとおり同意に至った」という選択肢1が最も回答が多く、「全体」で53.6%にのぼった。ただし、上場会社では47.7%と半数に満たないのに対して、非上場会社では63.9%と多数にのぼった。
- ・ 監査役が何らかの指摘を行っている、選択肢2、3、5の合計は「全体」で20.7%程度に留まっている。
- ・ 当初案より「減額」したとする選択肢3、4の回答が合計で34.0%と、「増額」したとする選択肢5、6の合計の1.1%を大きく上回った。これは、前年度に金商法対応等による報酬の増額が行われたことの反動もあったと推測される。

【2007年調査時の類似した内容の設問】

会計監査人の報酬等への同意に至る経緯

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1 担当取締役又は会社担当部署(以下、「担当取締役等」という)から提案された当初案どおり、同意に至った(%)	2,048	87.4	1,240	87.9	804	86.6
2 担当取締役等から提案された当初案について、監査役の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った(%)	77	3.3	46	3.3	31	3.3
3 担当取締役等から提案された当初案について、監査役の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った(%)	37	1.6	25	1.8	12	1.3
4 上記1～3以外の経緯で、同意に至った(%)	97	4.1	61	4.3	36	3.9
5 同意に至らなかった(%)	2	0.1	1	0.1	1	0.1
無回答(%)	81	3.5	37	2.6	44	4.7
回答社数(社)	2,342		1,410		928	

問30で、「3」又は「4」（「減額した額で同意に至った」）を選択した会社のみ回答してください。

問31 減額した理由・原因はどこにありましたか。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定方法	106	12.4	80	12.4	26	12.2
2. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定方法	435	50.7	341	52.9	94	44.1
3. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定	256	29.8	204	31.6	52	24.4
4. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲	222	25.9	154	23.9	68	31.9
5. 昨年度の報酬実績との対比	564	65.7	429	66.5	135	63.4
6. 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比	302	35.2	246	38.1	56	26.3
7. その他	63	7.3	43	6.7	20	9.4
回答社数	858		645		213	

問30で、「5」又は「6」（「増額した額で同意に至った」）を選択した会社のみ回答してください。

問32 増額した理由・原因はどこにありましたか。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬額算定の基礎となる、監査構成人員の算定方法	6	23.1	3	21.4	3	25.0
2. 報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定方法	16	61.5	7	50.0	9	75.0
3. 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定	7	26.9	3	21.4	4	33.3
4. 報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲	16	61.5	10	71.4	6	50.0
5. 昨年度の報酬実績との対比	9	34.6	4	28.6	5	41.7
6. 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比	6	23.1	4	28.6	2	16.7
7. その他	2	7.7	0	0.0	2	16.7
回答社数	26		14		12	

- ・ 監査計画や監査の具体的な中身に係る「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定方法」、「報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲」が60%超の回答となっている。ただし、「報酬額算定の基礎となる、監査対象や監査実施範囲」は、上場会社で71.4%、非上場会社で50.0%となっているほか、「報酬額算定の基礎となる、監査日数・時間の算定方法」については、上場会社50.0%、非上場会社では75.0%と、両者に開きが生じている。

問3 3 同意に際して検討・考慮した事項

会計監査人の報酬について、同意するか否かを判断するに当たり、どのような点を検討・考慮しましたか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査担当者(監査チーム)の監査体制(人員、能力等)	1,516 (1,423)	60.0 (60.8)	947 (907)	58.7 (64.3)	569 (515)	62.2 (55.5)
2. 監査日数・時間の見積もりの相当性	2,091 (1,754)	82.7 (74.9)	1,350 (1,089)	83.7 (77.2)	741 (662)	81.0 (71.3)
3. 監査担当者の単価設定の相当性	1,097 (753)	43.4 (32.2)	717 (486)	44.5 (34.5)	380 (267)	41.5 (28.8)
4. 監査対象や監査実施範囲の見積もりの相当性	1,543 (974)	61.0 (41.6)	1,008 (627)	62.5 (44.5)	535 (347)	58.5 (37.4)
5. 非監査業務の委託状況(内容、報酬金額)	231 (278)	9.1 (11.9)	174 (209)	10.8 (14.8)	57 (69)	6.2 (7.4)
6. 前年度の報酬額	2,135 (1,769)	84.5 (75.5)	1,360 (1,090)	84.3 (77.3)	775 (676)	84.7 (72.8)
7. 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比	1,304 (827)	51.6 (35.3)	922 (558)	57.2 (39.6)	382 (266)	41.7 (28.7)
8. 担当取締役等と会計監査人が協議した内容やそれらの間でとくに議論となった事項	632 (297)	25.0 (12.7)	472 (208)	29.3 (14.8)	160 (87)	17.5 (9.4)
9. その他	55 (23)	2.2 (1.0)	28 (12)	1.7 (0.9)	27 (11)	3.0 (1.2)
(担当会計士が属する監査法人又は事務所に関する、売上高などの財務情報)	(27)	(1.2)	(15)	(1.1)	(12)	(1.3)
(会計監査人の監査計画の内容)	(1,627)	(69.5)	(1,011)	(71.7)	(613)	(66.1)
(無回答)	(230)	(9.8)	(128)	(9.1)	(101)	(10.9)
回答社数	2,528 (2,342)		1,613 (1,410)		915 (928)	

- ・ 「前年度の報酬額」で 84.5%、「監査日数・時間の見積もりの相当性」82.7%となっており、前年度実績や監査計画の内容面が大きな検討・考慮事項となっていることが窺える。
- ・ 「報酬に関する他社の動向や客観データとの対比」や「担当取締役等と会計監査人が協議した内容やそれらの間でとくに議論となった事項」の回答に関しては、上場会社が非上場会社を10ポイント以上上回っている。
- ・ 2007年調査と比べて、一部の項目を除きほぼ全ての項目で数値が同水準又は上回っており、同意に当たっての検討・考慮がより深いものとなっていることが窺える。

問34 同意に際して有用と考えられる情報

会計監査人の報酬について、同意するか否かを判断するに当たり、どのような情報が有用だと考えますか。最もあてはまるもの上位三つを選択してください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査担当者(監査チーム)の監査体制(人員、能力等)	1,313	51.9	796	49.3	517	56.5
2. 監査日数・時間の見積もりの相当性	2,033	80.4	1,297	80.4	736	80.4
3. 監査担当者の単価設定の相当性	770	30.5	500	31.0	270	29.5
4. 監査対象や監査実施範囲の見積もりの相当性	1,289	51.0	817	50.7	472	51.6
5. 非監査業務の委託状況(内容、報酬金額)	86	3.4	62	3.8	24	2.6
6. 前年度の報酬額	1,293	51.1	813	50.4	480	52.5
7. 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比	1,051	41.6	700	43.4	351	38.4
8. 担当取締役等と会計監査人が協議した内容やそれらの間でとくに議論となった事項	358	14.2	255	15.8	103	11.3
9. その他	11	0.4	6	0.4	5	0.5
回答社数	2,528		1,613		915	

- 「監査日数・時間の見積もりの相当性」との回答が、上場会社と非上場会社の別なく多く、80.4%と高い回答率であった。一方で、問33にて84.5%と最も回答が多かった「前年度の報酬額」は、51.1%に留まっており、同意に際して有用と考えられる情報としては、順位が若干低くなるのが窺える。

問35 同意のための社内プロセス

監査役(監査委員)が会計監査人の報酬に同意するための社内プロセスを予め決めましたか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 定めた	989 (1,146)	39.1 (33.9)	660 (719)	40.9 (36.4)	329 (425)	36.0 (30.3)
2. 定めていない	1,539 (2,095)	60.9 (62.0)	953 (1,177)	59.1 (59.6)	586 (915)	64.0 (65.3)
(無回答)	(140)	(4.1)	(78)	(4.0)	(62)	(4.4)
合計(社)	2,528 (3,381)		1,613 (1,974)		915 (1,402)	

問35で、「1. 定めた」を選択した会社のみ回答してください。

問36 貴社で定めた会計監査人の報酬に同意するための社内プロセスの内容はどのようなものですか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 担当取締役等から説明を聴取する機会を設けた	788 (870)	79.7 (75.9)	550 (551)	83.3 (76.6)	238 (317)	72.3 (74.6)
2. 内部監査部門等から説明を聴取する機会を設けた	74 (77)	7.5 (6.7)	48 (43)	7.3 (6.0)	26 (34)	7.9 (8.0)
3. 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた	490 (536)	49.5 (46.8)	336 (348)	50.9 (48.4)	154 (188)	46.8 (44.2)
4. 担当取締役等、内部監査部門等、会計監査人から説明又は情報提供を受けるべき事項を定めた	94 (89)	9.5 (7.8)	60 (56)	9.1 (7.8)	34 (33)	10.3 (7.8)
5. その他	29 (39)	2.9 (3.4)	15 (27)	2.3 (3.8)	14 (12)	4.3 (2.8)
(無回答)	(11)	(1.0)	(8)	(1.1)	(3)	(0.7)
回答社数	989 (1,146)		660 (719)		329 (425)	

- ・ 「担当取締役等」から説明を聴取する機会を設けた会社が79.7%である一方、選択肢3における「会計監査人」については49.5%に留まった。

問37 同意の実務における問題点

会計監査人の「報酬」に対する同意制度の実務において、問題となった点や支障となった点、あるいは改善すべきと思われる点がありますか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 担当取締役等からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとは言い難い	483	19.1	317	19.7	166	18.1
2. 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとは言い難い	600 (872)	23.7 (25.8)	402 (541)	24.9 (27.4)	198 (330)	21.6 (23.5)
3. 同意判断のために必要な情報収集が行える環境(監査スタッフ体制、社内体制等)が必要十分なものとは言い難い	421	16.7	266	16.5	155	16.9
4. 同意判断のために必要な監査役(監査委員)の知見が必要十分なものとは言い難い	482	19.1	315	19.5	167	18.3
5. 同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない	1,236 (1,731)	48.9 (51.2)	813 (1,043)	50.4 (52.8)	423 (688)	46.2 (49.1)
6. 会計監査人に対し、会社が連結計算書類監査の一環として、その支出において子会社の監査も依頼しているが、当該部分の報酬について、同意判断に必要な子会社に関する情報が充分に入手できない	136 (185)	5.4 (5.5)	105 (140)	6.5 (7.1)	31 (45)	3.4 (3.2)
7. その他	75 (101)	3.0 (3.0)	35 (57)	2.2 (2.9)	40 (44)	4.4 (3.1)
8. とくに問題はない	819 (742)	32.4 (21.9)	502 (379)	31.1 (19.2)	317 (360)	34.6 (25.7)
(法令上は会社法監査報酬のみが同意対象とはいえ、金融商品取引法監査と一体化した報酬額で契約しているため、会社法監査報酬のみを区分して同意することができないなど、法制度と実態との間に隔りがある)	(862)	(25.5)	(671)	(34.0)	(192)	(13.7)
(会計監査人たる監査法人・事務所の経営成績や財政状態を情報開示する仕組みが必要である)	(484)	(14.3)	(290)	(14.7)	(194)	(13.8)
(報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査役に報酬決定権を付与することが必要である)	(282)	(8.3)	(166)	(8.4)	(116)	(8.3)
(無回答)	(315)	(9.3)	(158)	(8.0)	(156)	(11.1)
回答社数	2,528 (3,381)		1,613 (1,974)		915 (1,402)	

- ・ 「同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない」という回答が最も多く、48.9%にのぼった。
- ・ 「担当取締役等からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとは言い難い」(19.1%)、「会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要十分なものとは言い難い」(23.7%)との回答の合計は42.8%にのぼっており、問15【担当取締役等からの情報提供】、問23【会計監査人からの情報提供】における、情報提供が「不十分である」との回答よりも比率が大幅に高くなっており、各設問での回答に相違が生じている。
- ・ 「とくに問題はない」が32.4%に留まっていることから、その余の7割近くの会社においては、何らかの問題を感じていることが窺える。
- ・ 2007年調査と比べて、全体的に回答状況に大きな変化は見られない。「とくに問題はない」が21.9%から32.4%へと10ポイント以上増加したことが主だった変化となっている。
- ・ 2007年調査時は複数回答形式による自由選択であり、今回の択一回答形式とは異なるため、単純比較はできないが、会計監査人の監査報酬について「報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査役に報酬決定権を付与することが必要である」とする回答が8.3%から32.0%(問39参照)に増加した。

会社法上の「公開会社」の方（F6で、「1. 公開会社」を選択した会社）のみ回答してください。

問38 財務・会計に関する知見の有無の記載

会社法により、公開会社においては、事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」(会社法施行規則第121条第8号)を記載することが求められています。貴社では、この記載を行いましたか。下記のそれぞれについて、該当する人数をご入力ください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
全体						
0名(%) (記載なし)	541	30.7	491	30.4	50	33.8
1名(%)	618	35.1	572	35.5	46	31.1
2名(%)	339	19.3	317	19.7	22	14.9
3名以上(%)	263	14.9	233	14.4	30	20.3
記載ありとする回答の合計	1,220	69.3	1,122	69.6	98	66.2
回答社数	1,761		1,613		148	

〔記載対象となった監査役の内訳〕

1名以上の記載があったと回答した1,220社について集計(1社につき複数名該当者がいる会社もあるため、合計人数は回答社数を上回っている)。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 常勤社内監査役(監査委員)	444	36.4	398	35.5	46	46.9
2. 常勤社外監査役(監査委員)	249	20.4	228	20.3	21	21.4
3. 非常勤社内監査役(監査委員)	67	5.5	64	5.7	3	3.1
4. 非常勤社外監査役(監査委員)	934	76.6	860	76.6	74	75.5
回答社数	1,220		1,122		98	

- ・ 「非常勤社外監査役(監査委員)」という回答が最も多く、「全体」で76.6%に及んだ。このことから、「財務及び会計に関する知見を有するもの」として、それらの分野の専門家(公認会計士や税理士等)を非常勤社外監査役として迎えていることが窺える。

〔常勤・非常勤の別〕

会社法上の「公開会社」と回答した 1,761 社について、財務・会計の知見者の常勤・非常勤の状況について集計。

【常勤】

	全体	
	回答数(社)	%
常勤社内監査役(監査委員)のみ記載	395	22.4
常勤社外監査役(監査委員)のみ記載	200	11.4
両方とも重複して記載	49	2.8
両方とも記載なし	1,117	63.4
常勤社内・社外のどちらか一方、 又は両方とも記載	644	36.6
回答社数	1,761	

【非常勤】

	全体	
	回答数(社)	%
非常勤社内監査役(監査委員)のみ記載	41	2.3
非常勤社外監査役(監査委員)のみ記載	26	1.5
両方とも重複して記載	786	44.6
両方とも記載なし	908	51.6
非常勤社内・社外のどちらか一方、 又は両方とも記載	975	55.4
回答社数	1,761	

V 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与について

以降の設問については、より正しく理解された上でご回答頂くために、当協会 コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会報告書「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について（平成 21 年 3 月 26 日）」（当協会ホームページ 4 月 3 日公表、「月刊監査役」No. 555 特別付録）の18頁～36 頁をお読み頂くようお願いいたします。また、これに関しては、最近でも、日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁などから報告書が取りまとめられています（注1）。

会計監査人の選任議案及び監査報酬については、現行法上、取締役（取締役会）が決定権を有しています（注2）。この問題は、平成 19 年 6 月 20 日に成立した「公認会計士法の一部を改正する法律案」の衆参両院における国会審議において、「監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努める」との附帯決議（衆議院財務金融委員会平成 19 年 6 月 8 日、参議院財政金融委員会平成 19 年 6 月 15 日）に付せられていたところであり、ます。

会計監査人（監査人）が監査の対象である被監査会社の取締役（経営者）との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の取締役（経営者）から会計監査人（監査人）に対して支払われるという仕組みは、「インセンティブのねじれ」の問題として、取締役（取締役会）から独立した立場にある監査役（会）（監査委員会）に決定権を付与すべきとするなど、制度改革をも視野に入れた議論が、上記のとおり各方面で行われています。この問題について、どのように考えますか。

（注1） 主なものとして、「より良いコーポレート・ガバナンスをめざして（主要論点の中間整理）」（平成 21 年 4 月 14 日日本経団連）、「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 - 上場会社の財務情報の信頼性向上のために -」（同 5 月 21 日）、「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置の検討等について」（同 6 月 1 日、以上日本公認会計士協会）、「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」（同 6 月 17 日金融庁金融審議会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ）など。

（注2） 現行法上は、監査役（会）による同意制度（ただし、選任議案については提案権を有している。なお、委員会設置会社においては、選任議案については監査委員会が決定権を有している）。

問39 現行法の会計監査人の「監査報酬」に対する同意制度について

現行法の会計監査人の監査報酬に対する同意制度の運用について、貴殿の考え方に近いのはどちらですか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人の報酬に対する監査役の同意制度だけでは会計監査人の適切な報酬額の決定に関して実務上十分ではないので、監査役(会)(監査委員会)に報酬決定権を付与することが必要である	810	32.0	480	29.8	330	36.1
2. 現行法の会計監査人の監査報酬に対する監査役(会)(監査委員会)の同意制度は、会計監査人の適切な報酬額の決定に関して実質的に機能しているので、現行の制度を改正する必要はない	1,718	68.0	1,133	70.2	585	63.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

- ・ 現状の同意制度が実務上十分か不十分かを尋ねるものである。
「報酬決定権を付与することが必要である」という回答と「現行の制度を改正する必要はない」という回答が、約3:7となっており、「非上場会社」では、「報酬決定権を付与することが必要である」という回答が若干多くなっている。
- ・ 本調査では、問39から問44を通して、報酬決定権を監査役に付与するという意見について賛成の意向を示すものを選択肢1、賛成ではないとの意向を示すものを選択肢2としているが、回答の比率はほぼ3～4:7～6に収斂している。

問40 会計監査人の「監査報酬」の決定の在り方について

会計監査人の報酬決定権の所在については、様々な角度から意見が述べられています。次の相対する二つの見解のうち、貴殿の考え方に近いのはどちらですか（関連する設問が問40-1から同40-6まであります）。あてはまるものを一つお選びください。

問40-1

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現行法の同意制度は、監査される会社の取締役が、監査する会計監査人の監査報酬を決定する制度であり、会計監査人の独立性を確保するという観点からは十分とはいえない	942	37.3	564	35.0	378	41.3
2. 現行法の同意制度の下でも、会計監査人の独立性は確保されているので、現行の制度を改正する必要はない	1,586	62.7	1,049	65.0	537	58.7
合計(社)	2,528		1,613		915	

- ・ 問39と比較して、選択肢1の回答がやや多くなっている。問39から問44を通して、監査役や会計監査人の独立性確保に関する設問では、その考えに賛同する選択肢1を回答する傾向が、その他の設問より高くなっている。

問40-2

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役の同意権は、取締役の決定権に対して「拒否権」が行使できるような監査環境にある場合に限り、決定権と同等の効果を発揮できるものであり、監査役が提案内容を拒否したり、又は修正したりするためには、相当の事実と証拠がなければ困難であり、事実上、取締役の提案内容が明らかに不適切又は不合理な場合に限られる 一方、監査役が決定権を持てば、会計監査人の監査計画の内容や監査報酬の額の妥当性について、監査役(会)(監査委員会)が主体的に検討・吟味する立場に立つことができる	873	34.5	517	32.1	356	38.9
2. 現行法上の同意権は拒否権に相当するものであり、監査報酬について妥当でないと判断した場合には、監査役(会)(監査委員会)は、同意しないことにより自己の意見を適切に反映することができる。仮に現状の下で監査役(会)(監査委員会)が機能を十分に発揮できていないとすれば、それは監査役(会)(監査委員会)及び社内体制等の問題である	1,655	65.5	1,096	67.9	559	61.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

問40-3

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が決定権を持つことにより、監査役(会)(監査委員会)の権限が強化され、監査役の監査環境整備とコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する	969	38.3	568	35.2	401	43.8
2. 監査役(会)が決定権を持つことは、業務執行の二元化(注)になり、経営上混乱をもたらす懸念があるため、コーポレート・ガバナンスの向上には必ずしも寄与しない	1,559	61.7	1,045	64.8	514	56.2
合計(社)	2,528		1,613		915	

(注) 詳細は、有識者懇談会報告書 35 頁「①業務執行の二元化にかかわる問題」参照。

- ・ 問40-1と比較して選択肢1の回答がやや多くなっている。

問40-4

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が決定権を有することは、会計監査人の取締役からの独立性を確保する上での重要な基盤となり、会計不祥事の防止に役立つ	748	29.6	424	26.3	324	35.4
2. 会計不祥事は、一部の不見識な取締役や会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、取締役が会計監査人の監査報酬「決定権」を持つことと、会計不祥事には因果関係はない	1,780	70.4	1,189	73.7	591	64.6
合計(社)	2,528		1,613		915	

- ・ 本設問では選択肢1が30%を下回り、対して選択肢2は70%を上回っている。これは、会計不祥事の防止という目的が、監査役の日常の監査業務の中で、必ずしも現実味を帯びた焦眉の課題とはなっていないことが一因として考えられる。

問40-5

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役は、監査費用等の請求権を有しており(会社法第388条)、会計監査人の監査報酬も一種の監査費用と捉えるならば、本来的には監査役が判断して然るべきである(注)	937	37.1	543	33.7	394	43.1
2. 非効率な会計監査の実施や会計監査の無用なコスト増加に歯止めをかけることができるのは、経営責任を負う取締役であり、監査役が会計監査人の報酬額を決定することは、企業経営上妥当な方法とは言えない	1,591	62.9	1,070	66.3	521	56.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

(注) 詳細は、有識者懇談会報告書 35 頁「①業務執行の二元化にかかわる問題」後段参照。

- 問40-3と同様、監査役の権限や独立性に関連する設問では、選択肢1の回答がやや多くなる傾向にあり、選択肢1の回答率は37.1%となっている。

問40-6

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 諸外国では、会計監査人の報酬決定については、経営陣から独立性が確保され、かつ会社の業務執行を担当しない会社役員にそれを担わせる動きにある。企業活動の国際化が進展する中であって、わが国のコーポレート・ガバナンスも諸外国の信頼を確保する必要がある	696	27.5	395	24.5	301	32.9
2. わが国の監査役制度は欧米に類例を見ない独特の制度であり、会計監査人の監査報酬の決定権の所在のみをもって、グローバル・スタンダードに合わないと言え、主張することは適当ではない	1,832	72.5	1,218	75.5	614	67.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 問40-4と同様、選択肢1が30%を下回り、選択肢2が70%を上回っている。これは、国際化の進展という事項が監査役の日常の監査業務の中で、やや切迫感を欠くということがその背景にあると考えられる。

問41 問40-1から問40-6をご回答いただいて、わが国のコーポレート・ガバナンスの今後の望ましい在り方を念頭に置いたとき、会計監査人の監査報酬の決定の在り方について、どのように考えますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することが望ましい	794	31.4	463	28.7	331	36.2
2. 監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することは望ましいとは言えない	1,085	42.9	735	45.6	350	38.3
3. どちらとも言えない	649	25.7	415	25.7	234	25.6
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 総回答数2,528社から「どちらとも言えない」とする649社を引いた1,879社で再計算を行うと、「監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することが望ましい」が42.3%、「監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することは望ましいとは言えない」が57.7%となり、差はさほど大きくはない。

問41で、「1. 望ましい」を選択した会社のみ回答してください。

問42 監査役（会）（監査委員会）が決定権を持つとした場合に、決定権を実効的に機能させるために必要又は整備すべきと考えられる条件は、何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現行の同意制度の下での報酬決定プロセスと同様、監査役（会）（監査委員会）が自らすべてのデータを集めるのではなく、取締役及び会計監査人から監査報酬の見積りとその算定の根拠となる監査計画の内容等について説明を受け、両者から聴取した内容に基づき、監査報酬の適切性について最終的に判断が行えるような手続の確保	743	93.6	435	94.0	308	93.1
2. 監査役（監査委員）のうち、最低一名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の選任義務付け	319	40.2	198	42.8	121	36.6
3. 必要な情報収集が行えるためのスタッフ体制や内部監査体制の確保	376	47.4	212	45.8	164	49.5
4. 社外監査役体制の強化・充実	142	17.9	83	17.9	59	17.8
5. その他	29	3.7	23	5.0	6	1.8
6. 特になし	5	0.6	2	0.4	3	0.9
回答社数	794		463		331	

- ・ 選択肢1の「監査報酬の適切性について最終的に判断が行えるような手続の確保」についてが多数を占め、93.6%となっており、今後の課題を提示している。
- ・ このほかには、「監査役（監査委員）のうち、最低一名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の選任義務付け」（40.2%）、「必要な情報収集が行えるためのスタッフ体制や内部監査体制の確保」（47.4%）の回答率が高くなっており、監査役（監査委員）内の知見者の充実や社内体制の強化等の必要性が窺える。

問42で、「5. その他」を選択した会社のみ回答してください。

問43 監査役（会）（監査委員会）が会計監査人の監査報酬の決定権を持つとした場合に必要又は整備すべきと考えられる条件等について、ご意見があれば150字以内でご入力ください。

（自由記入回答数 全体：27件 上場：21件 非上場会社：6件）

<p>① 「監査役の独立性の確保、権限の強化」（9件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「監査役の独立性強化のためには、以下の取り組みが必要である」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会への監査役選任議案提案権を監査役会の先決事項 ・ 監査委員の任期を監査役と同様の4年とする ・ 財務会計に関する知見者の監査役選任を必須とする ・ 監査役の監査報酬のあり方の見直しを行うべきである。取締役の最低報酬額の保証や取締役の関与の禁止等 ○ 「監査役の実質的な独立性の確保のため、整理すべき事項としては、会社法上の監査役と金商法上の監査人報酬との係り方や、金商法上、監査人（会計監査人と同一人）の評価対象となる監査役の独立性についてなどがあげられる」 <p>② 「監査法人の報酬等に関する判断基準等」（6件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「会計監査人の報酬の根拠となる以下のような情報について、統一的な開示基準を設け、公表してほしい」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行社員・公認会計士・公認会計士補等担当者に応じた標準報酬額 ・ 業種・規模別の平均的な支払監査報酬 ・ 平均的な総監査時間 ・ 監査法人別の監査品質の格付け <p>その他の回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「会社の利益との相関関係とは切り離して報酬の決定が可能な法の整備」 ・ 「会社の業績低迷時の調整弁的な制度導入を策定すべき（業界プール制など）」 ・ 「会計監査人とよく連携するとともに、一方で会計監査人の日常監査活動をよく観察することも要請され、監査役にかかりの負荷がかかってくると思う。監査役の増員問題、あるいはそれ以前に「監査役の覚悟」の問題が出てくる」
--

問44 仮に、監査役（会）（監査委員会）に報酬決定権を付与とした場合、会計監査人の報酬額は、現行の同意制度の下での運用と比べて、どうなると思いますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 上がると考える	418	16.5	255	15.8	163	17.8
2. 下がると考える	153	6.1	97	6.0	56	6.1
3. 変わらない	1,318	52.1	847	52.5	471	51.5
4. わからない	639	25.3	414	25.7	225	24.6
合計(社)	2,528		1,613		915	

問45 現行法の会計監査人の「選任議案」に対する同意制度について

現行法の会計監査人の選任議案に対する同意制度の運用について、貴殿の考え方に近いのはどちらですか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人の選任議案に対する監査役の同意制度だけでは会計監査人の適切な選任議案の決定に関して実務上十分ではないので、監査役(会)に選任議案の決定権を付与することが必要である	746	29.5	426	26.4	320	35.0
2. 現行法の会計監査人の選任議案に対する監査役(会)の同意制度は、会計監査人の適切な選任議案の決定に関して実質的に機能しているため、現行の制度を改正する必要はない	1,782	70.5	1,187	73.6	595	65.0
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 問39から問44の監査報酬に関する決定権と同様の形式で、問45から問49では、選任議案の決定権を監査役に付与するという意見について賛成の意向を示すものを選択肢1、賛成ではないとの意向を示すものを選択肢2としている。回答の比率は監査報酬の決定権と同様に、ほぼ3～4:7～6に収斂している。

問46 会計監査人の「選任議案」の決定の在り方について

会計監査人の選任議案の決定権の所在についても、様々な角度から意見が述べられています。次の相対する二つの見解のうち、貴殿の考え方に近いのはどちらですか（関連する設問が問46-1から問46-6まであります）。あてはまるものを一つお選びください。

問46-1

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現行法の同意制度は、監査される会社の取締役が、監査する会計監査人の選任議案を決定する制度であり、会計監査人の独立性を確保するという観点からは十分とはいえない	831	32.9	477	29.6	354	38.7
2. 現行法の同意制度の下でも、会計監査人の独立性は確保されているため、現行の制度を改正する必要はない	1,697	67.1	1,136	70.4	561	61.3
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 問40-1と同様に、会計監査人の独立性確保に関する設問では、その考えに賛同する選択肢1を回答する傾向がその他の設問より高くなっており、本設問では32.9%となっている。

問46-2

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役の同意権は、経営者の決定権に対して「拒否権」が行使できるような監査環境にある場合に限り、決定権と同等の効果を発揮できるものであり、監査役が提案内容を拒否したり、又は修正したりするためには、相当の事実と証拠がなければ困難であり、事実上、取締役の提案内容が明らかに不適切又は不合理な場合に限られる 一方、監査役が決定権を持てば、会計監査人の適任者について、監査役(会)が主体的に検討・吟味する立場に立つことができる	799	31.6	449	27.8	350	38.3
2. 現行法上の同意権は拒否権に相当するものであり、選任議案について妥当でないと判断した場合には、監査役(会)は、同意しないことにより自己の意見を適切に反映することができる。仮に現状の下で監査役(会)が機能を十分に発揮できていないとすれば、それは監査役(会)及び社内体制等の問題である	1,729	68.4	1,164	72.2	565	61.7
合計(社)	2,528		1,613		915	

問46-3

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役(会)が会計監査人の選任議案の決定権を持つことにより、監査役(会)の権限が強化され、かつ会計監査人の取締役からの独立性を確保する上で重要な基盤となるので、監査役の監査環境整備とコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する	916	36.2	526	32.6	390	42.6
2. 監査役(会)が決定権を持つことは、業務執行の二元化(注)になり、経営上混乱をもたらす懸念があるため、コーポレート・ガバナンスの向上には必ずしも寄与しない	1,612	63.8	1,087	67.4	525	57.4
合計(社)	2,528		1,613		915	

(注) 詳細は、有識者懇談会報告書 35 頁「①業務執行の二元化にかかわる問題」参照。

・ 問40-3と同様に、監査役の独立性についての設問では、選択肢1の回答が、問46-1よりやや多く、36.2%となっている。

問46-4

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計不祥事の防止の観点からは、監査役と会計監査人の連携強化は必須であり、その意味で会計監査人の適任者を株主総会に提案するインセンティブは、監査役(会)の方が強く持っている	782	30.9	450	27.9	332	36.3
2. 会計不祥事は、一部の不見識な取締役や会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、取締役が会計監査人の選任議案の決定権を持つことと、会計不祥事に因果関係はない	1,746	69.1	1,163	72.1	583	63.7
合計(社)	2,528		1,613		915	

問46-5

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 委員会設置会社の監査委員会には会計監査人の選任議案の決定権が付与されているが、監査役設置会社の監査役は同意権及び提案権を有するにとどまっている。しかし、制度間でこのような差異を設ける合理性は特に見当たらない	803	31.8	443	27.5	360	39.3
2. わが国には委員会設置会社と監査役設置会社の二方式があり、基本から相違しているため、現行の会計監査人の選任議案における取扱いの差のみをもって合理性がないというのは妥当でない	1,725	68.2	1,170	72.5	555	60.7
合計(社)	2,528		1,613		915	

問46-6

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 諸外国では、会計監査人の選任については、経営陣から独立性が確保され、かつ会社の業務執行を担当しない会社役員にそれを担わせる動きにある。さらに国際的な会計コンバージェンス等の流れを踏まえるならば、取締役が会計監査人の選任についてイニシアティブを持っていることの説明は困難となる	669	26.5	381	23.6	288	31.5
2. わが国の監査役制度は欧米に類例を見ない独特の制度であり、会計監査人の選任議案の決定権の所在のみをもって、グローバル・スタンダードに合わないとは主張することは適当ではない	1,859	73.5	1,232	76.4	627	68.5
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 問40-6と同様に、選択肢1が30%を下回っている。これは、国際化の進展という事項が監査役の日常の監査業務の中で、やや切迫感を欠くということや、諸外国と比較した際の監査役制度の独自性を肯定する考え方が、その背景として考えられる。

問47 問46-1から問46-6をご回答いただき、わが国のコーポレート・ガバナンスの今後の望ましい在り方を念頭に置いたとき、会計監査人の選任議案の決定の在り方について、どのように考えますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することが望ましい	762	30.1	436	27.0	326	35.6
2. 監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することは望ましいとは言えない	1,102	43.6	751	46.6	351	38.4
3. どちらとも言えない	664	26.3	426	26.4	238	26.0
合計(社)	2,528		1,613		915	

- 総回答数2,528社から「どちらとも言えない」とする664社を引いた1,864社で再計算を行うと、「監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することが望ましい」が40.9%、「監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することは望ましいとは言えない」が59.1%となり、差はさほど大きくはない。

問47で、「1. 望ましい」を選択した会社のみ回答してください。

問48 監査役（会）が決定権を持つとした場合に、決定権を実効的に機能させるために必要又は整備すべきと考えられる条件は、何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現行の同意制度の下での報酬決定プロセスと同様、監査役（会）（監査委員会）が自らすべてのデータを集めるのではなく、取締役及び会計監査人から監査報酬の見積りとその算定の根拠となる監査計画の内容等について説明を受け、両者から聴取した内容に基づき、監査報酬の適切性について最終的に判断が行えるような手続の確保	717	94.1	408	93.6	309	94.8
2. 監査役（監査委員）のうち、最低一名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の選任義務付け	331	43.4	207	47.5	124	38.0
3. 必要な情報収集が行えるためのスタッフ体制や内部監査体制の確保	386	50.7	210	48.2	176	54.0
4. 社外監査役体制の強化・充実	155	20.3	91	20.9	64	19.6
5. その他	19	2.5	11	2.5	8	2.5
6. 特になし	4	0.5	1	0.2	3	0.9
回答社数	762		436		326	

・ 問42と同様に、選択肢1、2、3が回答の上位を占めており、回答率も問42とほぼ同様である。これらの状況の整備が今後の課題として改めて浮き彫りとなった。

問48で、「5. その他」を選択した会社のみ回答してください。

問49 監査役（会）が会計監査人の選任議案の決定権を持つとした場合に必要又は整備すべきと考えられる条件等について、ご意見があれば150字以内でご入力ください。

（自由記入回答数 全体：17件 上場：10件 非上場会社：7件）

① 「監査役（会）の独立性の確保、権限の強化」（7件）
・ 「抜本的なコーポレート・ガバナンス向上には取締役会で監査役も議決権を持つことが必要である」
・ 「監査役会が選任・不再任の基準を作成し、監査役会協議の指針を定めておく必要がある」
・ 「委員会設置会社の監査委員会と同等の地位と権限（この場合、監査人の選任議案の決定権）を監査役に付与することがわが国のコーポレート・ガバナンスの向上に必要である」
② 「監査法人の選任等に関する判断基準」（3件）
・ 「監査報酬について、商法監査・金証法監査・内部統制監査等項目別報酬額、売上高・監査従事者数・監査時間数など算定根拠となったものについて、他社と比較できるように開示すべき」
・ 「監査法人別の監査品質の格付け」
その他の回答：
・ 「独立した立場でより厳しい会計監査を実施するため、会計監査人のローテーション制度を法制化すべきである」
・ 「中規模企業の場合を除き、特に海外に子会社等を有する大企業の場合、連結ベースで監査を引き受けられるのは海外の四大監査法人と提携している監査法人に限定され、移行に伴う追加費用の膨大さを考慮すると、事実上、監査法人の交替は不可能で決定権の議論はシンボリック以外の何ものでもなく整備条件の有無は意味がない」
・ 「監査役が一人の場合に、選任議案の決定権を持つことは、年間を通じた情報の確保や諸手続上負担と責任が大きいので、当面、監査役会設置会社の特則として割り切った方がよい」

問50 回答者の属性①

ご回答いただいている方についてお尋ねします。貴殿は、次のうちどれに該当しますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 常勤社内監査役(監査委員)	1,747	69.1	1,216	75.4	531	58.0
2. 常勤社外監査役(監査委員)	747	29.5	374	23.2	373	40.8
3. 非常勤社内監査役(監査委員)	8	0.3	7	0.4	1	0.1
4. 非常勤社外監査役(監査委員)	26	1.0	16	1.0	10	1.1
合計(社)	2,528		1,613		915	

問51 回答者の属性②

ご回答いただいている方についてお尋ねします。貴殿の主たる業務経験はどのようなものですか。代表的なものを一つ選択してください。

	全体		上場会社		非上場会社	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 経理・財務	617	24.4	403	25.0	214	23.4
2. 総務	136	5.4	94	5.8	42	4.6
3. 人事・労務	148	5.9	94	5.8	54	5.9
4. 法務	69	2.7	52	3.2	17	1.9
5. 監査・検査・審査	199	7.9	127	7.9	72	7.9
6. 企画(社長室等を含む)	261	10.3	167	10.4	94	10.3
7. 購買	36	1.4	22	1.4	14	1.5
8. 営業	525	20.8	314	19.5	211	23.1
9. 研究開発	111	4.4	73	4.5	38	4.2
10. 情報システム	63	2.5	32	2.0	31	3.4
11. 製造	135	5.3	83	5.1	52	5.7
12. 関連事業	46	1.8	25	1.5	21	2.3
13. 公認会計士・税理士	16	0.6	15	0.9	1	0.1
14. 弁護士	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15. その他	166	6.6	112	6.9	54	5.9
合計(社)	2,528		1,613		915	

以上